

3 監事第 5 号
令和 3 年 6 月 2 4 日

国立研究開発法人海洋研究開発機構
理事長 松 永 是 殿

監事 鷺 尾 幸 久

監事 前 田 裕 子
(公印省略)

令和 2 事業年度監事監査の結果 (通知)

令和 2 事業年度監事監査実施計画に基づき実施した令和 2 事業年度監事監査の結果について、監事監査要綱第 6 に基づき別添のとおり通知します。

令和2事業年度監事監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）の令和2事業年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、損失の処理に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

私たち監事は、令和2事業年度監査実施計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、横須賀本部及び各拠点において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が、通則法及び個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他機構の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

特に、令和2事業年度は、重点監査項目として、①検収の適切性と②業務効率化の定量的な効果について、職員等からの説明を受けた。また、現中長期計画3年目を終了した時点で中間評価が行われることもあり、業務の進捗や今後の見通しを含め、状況を確認した。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告と、財務諸表等の監査結果についての説明を受けた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査結果

1 業務実施状況

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

業務効率化については新型コロナウイルス感染予防の観点も含め、テレワークの積極的な活用が進み、今後は機構内に水平展開も考えられる業務ツールの開発・使用も見受けられるなど、各部署とも工夫を行いながら業務が遂行されている。しかしながら、大きな効率化にまではつながっておらず、役員主導による業務の見直しの時期に来ていると思料する。

一方で、コロナ禍においては特に外国人研究者への情報提供に不十分な点が見受けられた。例えば、来日できないことからの不安への対応や、英語で得られる情報が少ないこと、また日本人職員に提供される情報と時間差があることなどが複数の研究部署から上がっている。情報を発信する部署はいずれも工夫をしているところではあるが、外国人研究者に対し、一層の安心感を与えるために、より迅速な英語での情報提供を行うべきである。

2 内部統制システム及び運用状況

業務方法書に基づく内部統制システムの適正な運用と理事長のマネジメントについて、指摘すべき重要な事項は認められない。

令和元年に会計検査院から「合規性」の観点で指摘を受けた不適切な調達行為の対応については、現在継続中ではあるが、検査業務マニュアルの更新、検査員認定テストの導入及び説明会の開催などにより、一連の調達手続きが適正化され、一定程度の意識改革が確認できた。

会計機関と組織（経理部及び各部署）との責任の所在の明確化などについても引き続き検討・整理して、調達行為を含めた会計処理が適正に実施できるシステムを構築していただきたい。

また、令和2事業年度末に情報セキュリティに関する重大なインシデントが発生した。現在も原因究明、再発防止に向けての取り組みが進行中であるが、情報セキュリティは極めて重大な事項であり、早期かつ根本的な解決に向けた取り組みが必要であるので、その状況については今後も注視していきたい。

研究部門における研究生の受け入れについては、研究安全委員会でも議論が進んでいるところであるが、安全面ならびに成果の取扱い等に留意いただくとともに、十分に相手方との調整を行い、お互いにメリットのある受け入れとなるように検討いただきたい。

3 役員の職務執行に関する違法、不当な行為

役員の職務の執行に関する不正行為又は法令等に違反する重大な事案は認められない。

4 財務諸表等についての意見

財務諸表等は、必要な事項を正しく示しており、適正かつ妥当であると認める。なお、会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制についても相当であると認める。

5 業務実績等報告書及び事業報告書についての意見

中長期計画に基づく研究の確実な進展、目標の達成状況及び効率的な業務運営の実施状況については、自己評価会議に出席するとともに、業務実績等報告書などから、適正な業務運営が行われたこと及び理事長による自己評価決定手続きが適正に行われたことを確認した。

なお、令和2年度事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 役員の報酬は、職務内容の特性や業務の実績、参考となる他法人及び民間企業との比較などを考慮すると、それぞれの報酬水準は妥当である。また、職員の給与水準は、業務の実績や勤務成績等が反映されており妥当である。なお、役職員の報酬・給与等については、機構のホームページにおいて適正に公表されていることを確認した。

2 随意契約の適正化を含めた契約の状況については、「契約監視委員会」において適宜適確に点検しており、公平性・透明性が確保され、合理的な調達が実施されていることを確認した。

また、「令和2年度調達等合理化計画」については、計画策定時の点検、実施状況の点検及び自己評価結果の点検を行い、当該計画が着実に実施されたことを確認した。なお、「契約監視委員会」の審議概要は、機構のホームページにおいて適正に公表されていることを確認した。

3 保有資産の見直し等は、管理の合理化を含め、適正に実施されていることを確認した。

令和3年6月24日

国立研究開発法人 海洋研究開発機構

監 事 鷺 尾 幸 久

監 事 前 田 裕 子